

消費者教育の総合的推進に関する調査の概要と検討結果

1. 背景

平成 17 年 4 月 8 日に閣議決定された「消費者基本計画」において、「消費者教育を幅広く、かつ効率的に実施していくために、広く関係機関の協力を得て、消費者教育の体系化を図り、これに基づく消費者教育の推進方策について検討する。」と明記されている。

これをうけて、平成 17 年度には、安全、契約・取引、情報、環境という領域別の目標を、幼児・児童・少年・成人期（高齢期も含む）のライフステージごとに「～できる」という形で示した「消費者教育体系シート」を作成した（資料編 参照）。

平成 18 年度は、平成 17 年度の調査を受けて、系統立てて整理された目標に対して、主に以下の①～④について検討した。

- ① 各ライフステージにおける消費者教育の現状と重点課題
- ② 各ライフステージ・領域毎の消費者教育の目標を実現する学習内容
- ③ 各ライフステージにおける学習の機会と学習支援者の現状と将来像
- ④ 各ライフステージにおける消費者教育の推進方策

さらに、それらを総括し、消費者教育の総合的推進の方向性として、下記の 3 つの推進策を示した。

<推進策 1>教材・プログラムの充実と開発方法の深化

- ・ 年齢層の特徴に対応した教材の作成
- ・ 生活の様々な場面で利用できる学習プログラムの構築
- ・ 開発した教材やプログラムを共有化する仕組みづくり

<推進策 2>学習支援者（教育の担い手）への支援の充実

- ・ 教材・プログラム開発・活用に向けた条件づくり
- ・ 教員研修の充実

<推進策 3>組織と人材のコーディネート の充実と強化

- ・ 地域・企業・学校を結ぶコーディネート機能の必要性
- ・ 人と組織が相互に関連し合う消費者教育の支援体制

また、総合的推進のための方策として、下記の 2 点が提言された。

- ・ 消費者が自らの役割意識の啓発に向けた国民的な合意形成
- ・ 効果的な消費者教育推進に向けた基盤的情報整備

2. 平成 19 年度調査の目的

本年度においては、過去の検討結果を踏まえ、消費者教育を推進するために、教育の担い手育成を支援するための方策や、教育を実施する際に必要となる教材、さらにそれらを有機的に結びつける組織間の連携・協力の仕組みの充実について、アンケート及びヒアリング結果をもとに具体的な検討を行った。

なお、本研究では消費者教育を幅広くとらえ、啓発や情報提供等を含むものとする。

(1) 検討項目

- ① 消費者教育の担い手の育成・支援プログラム（「講師育成プログラム」）の策定
- ② 消費者教育のための教材作成・活用を推進する仕組みの検討
- ③ 消費者教育における連携・協力を推進する仕組みの検討

(2) 調査概要

- ① 消費者教育の担い手の育成・支援について、都道府県・政令指定都市に対してアンケート調査を実施し、さらに実際に当該施策を行っている箇所に対してヒアリング調査を実施した。この結果をふまえて、消費者教育の担い手を育成することを目的とした、担い手（講師）育成のプログラムを策定した。
- ② 消費者教育のための教材作成について、都道府県・政令指定都市の中で先駆的事例を有している自治体に対してヒアリング調査を実施し、効果的な教材作成・活用を推進するための仕組みを検討した。
- ③ 消費者教育における連携・協力を推進する仕組みについて、都道府県・政令指定都市に対してアンケート調査を実施し、さらに組織間の連携・協力を推進する仕組みが見られる都道府県・政令指定都市や関連団体に対してヒアリング調査を実施した。この結果をふまえて、以下の内容について検討した。
 - ・ 消費者教育に関する情報（担い手の人材情報、教材や実践事例の情報 等）の収集と活用について
 - ・ 行政内での、消費者担当部局と教育担当部局間での連携強化について
 - ・ 関連団体によるネットワークを活用した消費者教育の推進についての実態把握とその効果など、組織間での連携・協力を充実させる仕組みについて

3. 調査研究の方法

(1) 研究会の設置

円谷峻明治大学大学院法務研究科（法科大学院）教授を座長とする「消費者教育の総合的推進に関する調査研究会」を設置し、下記の検討項目について6回の委員会を開催した。

図表 研究会開催状況

開催回	開催日時	主な議題
第1回	平成19年12月10日（月） 18:30～20:30	・研究会の進め方について ・アンケート項目の検討
第2回	平成19年12月27日（木） 15:00～17:00	・講師育成事業の整理 ・ヒアリング候補先の検討
第3回	平成20年1月17日（木） 17:00～19:00	・消費者教育の評価について ・有識者ヒアリング『教材及び授業の評価、講座の効果測定について』 講師 国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長 工藤文三氏
第4回	平成20年1月28日（月） 18:30～20:30	・アンケート調査結果報告 ・報告書の構成の検討
第5回	平成20年2月21日（木） 10:00～12:00	・担い手育成・支援プログラムの検討 ・報告書内容の検討
第6回	平成20年3月4日（火） 17:30～18:30	・教材の作成・活用を推進する仕組みの検討 ・連携・協力を推進する仕組みの検討

(2) アンケート調査の実施

検討項目①「消費者教育の担い手の育成・支援プログラムの策定」、検討項目③「消費者教育における連携・協力を推進する仕組みの検討」の実態を把握するため、都道府県・政令指定都市（64カ所）の消費者担当部局に対し、アンケート調査を実施した。調査実施時期は平成20年12月～1月、有効回答率は100%であった。

(3) ヒアリング調査の実施

アンケート調査の結果を踏まえ、「消費者教育の担い手の育成・支援プログラムの策定」では先進的な取り組みを実施する地方公共団体30カ所、「消費者教育における連携・協力を推進する仕組みの検討」は地方公共団体29カ所、関連団体11カ所の合計40カ所に対してヒアリング調査を実施した。また、検討項目②「消費者教育のための教材作成・活用を推進する仕組みの検討」については、教材を作成している地方公共団体30カ所に対し、ヒアリング調査を実施した。調査時期は平成20年1月～2月であった。

4. 消費者教育の総合的推進に向けた研究会提案

消費者基本法では、消費者政策の基本理念として、消費者の権利の尊重と共に、消費者が自主的かつ合理的に行動できるよう消費者の自立を支援することを掲げている。これを受け、第17条で「国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。」とし、同条2で地方公共団体にも社会的、経済的状况に応じた施策を講ずるよう定めている。

これまでも消費者教育の重要性は各方面から指摘され、国民生活審議会からも消費者教育に関する意見が提出されてきた。これを受けて、学習指導要領への反映、財団法人消費者教育支援センターの設立、さらには消費者基本法に基づく消費者基本計画での消費者教育の推進施策等が実施されているが、消費者問題が複雑化・多様化し、消費者教育に対する期待が一層高まる中で、必ずしも十分な成果があがっていないのではないかとの指摘がある。平成19年6月、国民生活審議会消費者政策部会では「消費者教育の体系的推進について」をとりまとめた。そのなかでは、ライフステージに応じた課題を踏まえて、「教育の担い手」、「教材」、「情報の集約・発信」を3つの柱の整備を行い、さらに行政が中心となって消費者、事業者、NPOなどの各主体間の連携・協力を支援するための仕組みづくりをすることが重要だと指摘されている。

本調査研究では上記の問題意識にたち、都道府県・政令指定都市の消費者担当部局に対してアンケート調査とヒアリング調査を行い、国及び地方公共団体における消費者教育の推進方策について検討した。調査結果から、事業を積極的に実施している地方公共団体でも、その多くは予算の減少は避けられないと回答しており、地方消費者行政が非常に厳しい状況にあることが浮き彫りとなった。その一方で、職員の熱意と創意工夫等に支えられた消費者教育の施策も見られたが、取組みには格差があり、国全体として消費者教育の機運が十分に高まっているとは言い難い状況にあった。

このような結果に鑑み、本研究会では、全ての国民が消費者として教育を受ける権利を享受するために、消費者教育を総合的に推進するための具体的方策案をまとめた。

消費者教育を総合的に推進するための国への提案

消費者教育の推進体制の整備

提案1 現行制度の見直しや新法（消費者教育推進法（仮称））の策定等による体制の整備

消費者教育の各領域の内容を、各ライフステージで総合的に推進するために、関係省庁連絡会議などを通じて関係省庁での情報を一元化し、不十分な領域・ライフステージを充実させるための基本的指針を盛り込んだ計画を策定する必要があるのではないか。その際、現行基本計画の改定や現行基本法の改正、また食育基本法や環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を参考とした新法（例えば、消費者教育推進法）の策定等の必要性について検討する。

提案2 消費者及び消費者教育の定期的な基礎調査の実施

消費者教育を総合的に推進するためには実態把握が重要であることから、基礎調査・実態調査を実施する。

例えば、消費者教育の効果的な施策の検討のため、各ライフステージの消費者を抽出し、消費者の実態を把握する基礎調査や、地方公共団体が消費者教育の施策がどの程度実施されているのかを明らかにするため、地方公共団体を対象にした実態調査を行うことが考えられる。

提案3 リソースセンター（ポータルサイト）の機能充実

現在、内閣府を中心として、主に教材情報を一元化した消費者教育ポータルサイトの開設に向けて準備が進められている。教材のリンク情報にとどまらず、教員や市民講師等の担い手のよりどころとなる消費者教育のリソースセンターとしての機能を持たせることが必要であろう。

提案4 関連機関・団体による全国的な消費者教育フォーラムの開催

全国規模の消費者フォーラムを設置して定期的に交流を持ち、関連機関・団体間の連携・協力を図るための体制整備が必要である。またこのような場において、「消費者教育研究制度」の研究助成実践の発表や、「消費者教育実践表彰制度」の表彰式を行い、消費者教育に対する機運を盛り上げることも考えられる。

提案5 マスメディアとの連携

各ライフステージで消費者教育の機会が提供されるために、マスメディ

アへ積極的かつ具体的な情報提供を行い、消費者教育を広く展開するよう働きかける。

学校教育の充実に向けた文部科学省と内閣府の連携強化

提案6 時代に応じた学習指導要領の改訂

児童・生徒を取り巻く消費環境は常に変化し、トラブルも複雑化・多様化・低年齢化する傾向にあることから、学校で学習する消費者教育の内容を検討し、学習指導要領の改訂時には反映するよう努める。

提案7 教育委員会における消費者教育に関する連絡窓口の設置を支援

学校での消費者教育の推進のため、教育委員会の内に例えば「消費者教育推進担当」のような一元化した連絡窓口を設置することが望まれる。

提案8 教員養成段階における消費者教育の履修化

各大学の教員養成の課程で、児童・生徒を取り巻く現代的な課題として消費者教育についても履修し、生徒の生活指導や教科の学習内容に活かせるようにすることや、家庭科や社会科等の各教科の専門科目として、具体的な事例や指導方法を学習する消費者教育指導法等を学ぶ機会を設けることの支援を行う。

提案9 教員免許状更新時における消費者教育の履修の促進

消費者をとりまく環境変化により、教えるべき内容にも変化が見られることから、継続的な教員研修が不可欠である。現在、教員研修の実施状況は、地域によって差が見られることから、教員免許状更新時の講習で消費者教育について取り上げられるよう支援することの検討が必要である。

提案10 地方公共団体に対する積極的な支援

地方公共団体に対して、推進体制整備、担い手育成、教材・プログラム充実等に向けた次のような支援を行う。

◇地方公共団体の推進体制整備への積極的な支援

提案 10-1 地方公共団体における消費者基本計画策定に向けた手引き書作成

地方公共団体で消費者教育を推進するためには、消費者教育について具体的な施策を明記した計画を策定・実施することが求められる。消費者基本計画を策定していない都道府県も見られることから、多くの地方公共団体で計画を策定することができるよう、国が計画策定のための手引き書を作ることが重要である。

提案 10-2 消費者教育ネットワーク会議による情報の共有化

現在、消費者行政担当課長会議が各ブロック単位で開催されている。これに加え、地方公共団体の消費者教育の実務担当者によって取組事例などの共有化を図るため、国と地方の消費者教育ネットワーク会議を開催する。

提案 10-3 「消費者教育支援窓口」と「消費者教育支援専門員」の設置

国に、地方における消費者教育の施策推進を支援する「消費者教育支援窓口（仮称）」と「消費者教育支援専門員（仮称）」を設置する。消費者教育支援専門員（仮称）は、行政担当者からの消費者教育推進に関する相談や、地方公共団体が企画する講座講師や優れた実践事例の紹介などを行う。また、教員や市民講師などの消費者教育の担い手からの相談にも応じ、消費者教育推進の駆け込み寺的機能を果たすよう体制を整える。

提案 10-4 消費者教育研究制度の創設

取組みが不十分なライフステージについては、幼稚園や保育園、小中高等学校等に対して都道府県の推薦により研究助成を行うことで先行事例を収集し、その情報を関係機関に広めることで消費者教育を促進する。

提案 10-5 消費者教育実践表彰制度

地域で消費者教育を実践するグループ・団体は、都道府県の推薦を受けて本制度に応募し、国が優れた実践を表彰する（国民生活センターが実施する消費者フォーラムでの実践報告とも連携を図る）。

◇地方公共団体が行う担い手育成への支援

提案 10-6 専門家講師の認定と情報提供

地方公共団体が実施する講師育成講座等の講師に関する情報が不足して

いることから、当該講師情報を収集し、必要に応じて提供する。特に、講師育成講座の中でも実践的な技能を習得するための講師情報が不足しているため国が担当できる講師を認定し、講師情報として提供する。

提案 10-7 講師育成講座に対する講師派遣

消費者教育の担い手育成は重要課題であり、地方公共団体からの要望も大きい。地方公共団体が実施する講師育成講座に対し、国は講師を派遣する。

提案 10-8 教員を対象とした研修の充実

地方公共団体における教員対象の研修は、約半数で実施されていない（第Ⅱ部第1章第1節4.（1）の通り）。そのため、全国各地で教員研修が充実するよう国は地方公共団体に対して支援を行う。

◇地方公共団体における教材作成・提供への支援

提案 10-9 発達段階に応じた教材作成・提供

現在、消費者教育教材の独自作成が困難な地方公共団体もあることから、国が作成した教材を必要部数提供し、対象者に提供することが望ましい。また、各ライフステージにより学習内容も異なることから、発達段階に相応しい知識が盛り込まれた教材（例えば「消費者手帳」）を、20歳（新社会人）、65歳（高齢期）などの一定年齢の消費者に対して提供する。

提案 10-10 教材作成のための支援・助言

独自予算で教材を作成できる地方公共団体については、作成教材をより良いものにするためにポータルサイト等を通じた情報共有を行う。必要に応じて、国は地方の教材作成を支援する助言等を行う。現在、（財）消費者教育支援センターが実施する消費者教育教材資料表彰（行政編）では、地方公共団体が作成する教材を表彰しており、これと連携を図りながら、地方公共団体及び各種団体の自主的な取組みを喚起する。